

兵庫県公報

令和8年7月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部改正（水産漁港課）	1
○ 平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部改正（同）	1
○ 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号ロの規定による加入区（区域及び区分）の設定（同）	1
○ 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）の設定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4

告 示

兵庫県告示第678号の2

平成25年兵庫県告示第1022号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則中「第105条第1項第2号」を「第105条第1項第2号ロ」に、「法第104条第2号」を「漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第43条の4」に改める。



兵庫県告示第678号の3

平成26年兵庫県告示第1093号（漁業災害補償法の規定による地先水面を分けて定める一定の区域の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

本則中「昭和39年法律第158号。以下「法」という。」を「昭和39年法律第158号」に、「法第114条」を「漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第19条」に改める。



兵庫県告示第678号の4

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第1号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）、平成19

年兵庫県告示第612号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）は、廃止する。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第6条第1号に掲げる漁業

わかめをとる漁業

(加入区の名称)	(区域)
神戸加入区	神戸市漁業協同組合の区域
明石浦加入区	明石浦漁業協同組合の区域
林崎加入区	林崎漁業協同組合の区域
江井ヶ島加入区	江井ヶ島漁業協同組合の区域
東二見加入区	東二見漁業協同組合の区域
西二見加入区	西二見漁業協同組合の区域
播磨町加入区	播磨町漁業協同組合の区域
別府町加入区	東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町、尾上町口里及び野口町の区域
尾上加入区	東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町加入区を除く区域
高砂加入区	高砂漁業協同組合の区域
姫路市加入区	姫路市漁業協同組合の区域
岩見加入区	岩見漁業協同組合の区域
室津加入区	室津漁業協同組合の区域
相生加入区	相生漁業協同組合の区域
赤穂市加入区	赤穂市漁業協同組合の区域
家島加入区	家島漁業協同組合の区域
坊勢加入区	坊勢漁業協同組合の区域
由良町加入区	由良町漁業協同組合の区域
洲本炬口加入区	洲本炬口漁業協同組合の区域
津名加入区	津名漁業協同組合の地区
仮屋加入区	仮屋漁業協同組合の区域
森加入区	森漁業協同組合の区域
淡路島岩屋加入区	淡路島岩屋漁業協同組合の区域
富島加入区	富島漁業協同組合の区域
浅野浦加入区	浅野浦漁業協同組合の区域
育波浦加入区	育波浦漁業協同組合の区域
室津浦加入区	室津浦漁業協同組合の区域
一宮町加入区	一宮町漁業協同組合の区域
五色町加入区	五色町漁業協同組合の区域
湊加入区	湊漁業協同組合の区域
南あわじ加入区	南あわじ漁業協同組合の区域
福良加入区	福良漁業協同組合の区域
南淡加入区	南淡漁業協同組合の区域
沼島加入区	沼島漁業協同組合の区域
津居山加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市小島、瀬戸、津居山、気比及び田結の区域
竹野加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域
柴山加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち香美町香住区沖浦、上計、浦上、南無垣、訓谷、安木及び相谷の区域
香住加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち柴山加入区を除く香美町香住区の区域
浜坂加入区	浜坂漁業協同組合の区域



兵庫県告示第678号の5

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）、平成15年兵庫県告示第683号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）、平成19年兵庫県告示第174号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）、平成19年兵庫県告示第615号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）は、廃止する。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第6条第3号に掲げる養殖業

のり等養殖業

(加入区の名称)	(区域)
駒ケ林加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち長田区駒ケ林町、海運町及び久保町の区域
東須磨加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区若宮町、外浜町、鷹取町、衣掛町、千歳町、戸政町、南町、天神町、高尾台及び高倉台並びに長田区長楽町及び野田町の区域
須磨浦加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち須磨区須磨浦通、須磨本町2丁目、千守町1丁目、須磨寺町及び潮見台町の区域
塩屋、東垂水加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区塩屋町、平磯及び川原1丁目の区域
西垂水加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち垂水区宮本町、海岸通、仲田町及び五色山町の区域
舞子加入区	神戸市漁業協同組合の地区のうち西舞子及び舞子坂1丁目の区域
明石浦加入区	明石浦漁業協同組合の区域
林崎加入区	林崎漁業協同組合の区域
江井ヶ島加入区	江井ヶ島漁業協同組合の区域
東二見加入区	東二見漁業協同組合の区域
西二見加入区	西二見漁業協同組合の区域
播磨町、東播磨加入区	播磨町漁業協同組合及び東播磨漁業協同組合の区域
高砂加入区	高砂漁業協同組合の区域
姫路市、伊保加入区	姫路市漁業協同組合及び伊保漁業協同組合の区域
家島加入区	家島漁業協同組合の区域
坊勢第1加入区	坊勢漁業協同組合の地区のうち長井の区域
坊勢第2加入区	坊勢漁業協同組合の地区のうち奈座の区域
坊勢第3加入区	坊勢漁業協同組合の地区のうち西ノ浦の区域
岩見加入区	岩見漁業協同組合の区域
室津加入区	室津漁業協同組合の区域
相生加入区	相生漁業協同組合の区域
赤穂市加入区	赤穂市漁業協同組合の区域
由良町加入区	由良町漁業協同組合の区域
洲本炬口、津名加入区	洲本炬口漁業協同組合及び津名漁業協同組合の区域
仮屋加入区	仮屋漁業協同組合の区域
森加入区	森漁業協同組合の区域
淡路島岩屋加入区	淡路島岩屋漁業協同組合の区域
富島加入区	富島漁業協同組合の区域
浅野浦加入区	浅野浦漁業協同組合の区域
育波浦加入区	育波浦漁業協同組合の区域

室津浦加入区	室津浦漁業協同組合の区域
一宮町加入区	一宮町漁業協同組合の区域
五色町、湊加入区	五色町漁業協同組合及び湊漁業協同組合の区域
南あわじ加入区	南あわじ漁業協同組合の区域
福良加入区	福良漁業協同組合の区域
南淡加入区	南淡漁業協同組合の区域



兵庫県告示第678号の6

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第6条第3号に掲げる養殖業

特定かき養殖業

(加入区の名称)	(区域)
相生加入区	相生漁業協同組合の区域
赤穂市加入区	赤穂市漁業協同組合の区域
岩見加入区	岩見漁業協同組合の区域
坊勢加入区	坊勢漁業協同組合の区域
室津加入区	室津漁業協同組合の区域
姫路市加入区	姫路市漁業協同組合の区域



兵庫県告示第678号の7

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第4項の規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和8年4月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和8年3月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和8年7月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第6条第3号に掲げる養殖業

わかめ養殖業

(加入区の名称)	(区域)
神戸市加入区	神戸市漁業協同組合の区域
明石浦加入区	明石浦漁業協同組合の区域
林崎加入区	林崎漁業協同組合の区域
江井ヶ島加入区	江井ヶ島漁業協同組合の区域
東二見加入区	東二見漁業協同組合の区域
西二見加入区	西二見漁業協同組合の区域
播磨町加入区	播磨町漁業協同組合の区域
別府町加入区	東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町、尾上町口里及び野口町の区域
尾上加入区	東播磨漁業協同組合の地区のうち別府町加入区を除く区域
高砂加入区	高砂漁業協同組合の区域
伊保加入区	伊保漁業協同組合の区域
姫路市加入区	姫路市漁業協同組合の区域
由良町加入区	由良町漁業協同組合の区域
洲本炬口加入区	洲本炬口漁業協同組合の区域

津名加入区	津名漁業協同組合の区域
仮屋加入区	仮屋漁業協同組合の区域
森加入区	森漁業協同組合の区域
淡路島岩屋加入区	淡路島岩屋漁業協同組合の区域
富島加入区	富島漁業協同組合の区域
浅野浦加入区	浅野浦漁業協同組合の区域
育波浦加入区	育波浦漁業協同組合の区域
一宮町加入区	一宮町漁業協同組合の区域
五色町加入区	五色町漁業協同組合の区域
湊加入区	湊漁業協同組合の区域
南あわじ加入区	南あわじ漁業協同組合の区域
福良加入区	福良漁業協同組合の区域
南淡加入区	南淡漁業協同組合の区域
沼島加入区	沼島漁業協同組合の区域
竹野加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域
柴山加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち香美町香住区域沖浦、上計、浦上、南無垣、訓谷、安木及び相谷の区域
香住加入区	但馬漁業協同組合の地区のうち柴山加入区を除く香美町香住区の区域
浜坂加入区	浜坂漁業協同組合の区域